



2024年9月12日

各 位

会 社 名 株式会社CLホールディングス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 内川淳一郎  
(東証スタンダード・コード番号 4286)  
問 合 せ 先 執行役員 経営企画・管理管轄 野田直樹  
(TEL 03-6890-1881)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、2024年11月中旬開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の招集のための基準日設定について、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年10月1日(火曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 基準日   | 2024年10月1日(火曜日)  |
| (2) 公告日   | 2024年9月13日(金曜日)  |
| (3) 公告の方法 | 電子公告(当社ホームページに掲載いたします。)<br><a href="https://www.clholdings.co.jp/ir/settlement/">https://www.clholdings.co.jp/ir/settlement/</a> |

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年8月8日に公表した「株式会社CDG株式(証券コード2487)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、株式会社CDG(以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(但し、当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が

成立し、対象者株式の全てを取得できなかった場合には、対象者を当社の完全子会社とするため、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。

具体的には、本公開買付けの成立後、当社は、対象者との間で本株式交換にかかる株式交換契約を締結し、本臨時株主総会において、株式交換契約の承認を付議する予定です。

当社は、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は(ii)会社法第796条第2項本文に定める簡易株式交換により本株式交換が実施可能である場合には、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上